職場復帰・登校再開に
陰性確認は必要ありません

新型コロナウイルス感染症と診断され、療養を終了した方は、
職場等での勤務開始・登校を再開するにあたり、職場等や学校へ証明等を提出する必要はありません。

提出不要な証明等

療養証明書：入院もしくは宿泊・自宅等で療養していたことを証明するもの
陰 性 証 明：PCR検査等の結果が陰性であったことを証明するもの

療養終了直後に検査をしてしまうと、感染性（人にうつす力）がないにも関わらず、死んだウイルスの断片を検出してしまい、陽性となることがあります。

濃厚接触者の待機期間を終了した方についても、職場等での勤務開始・登校を再開するにあたり、**陰性を証明する必要はありません。**

参考：療養終了基準

新型コロナウイルスは、発症日から７～１０日程度経過すると、感染性が極めて低くなるという特徴があります。

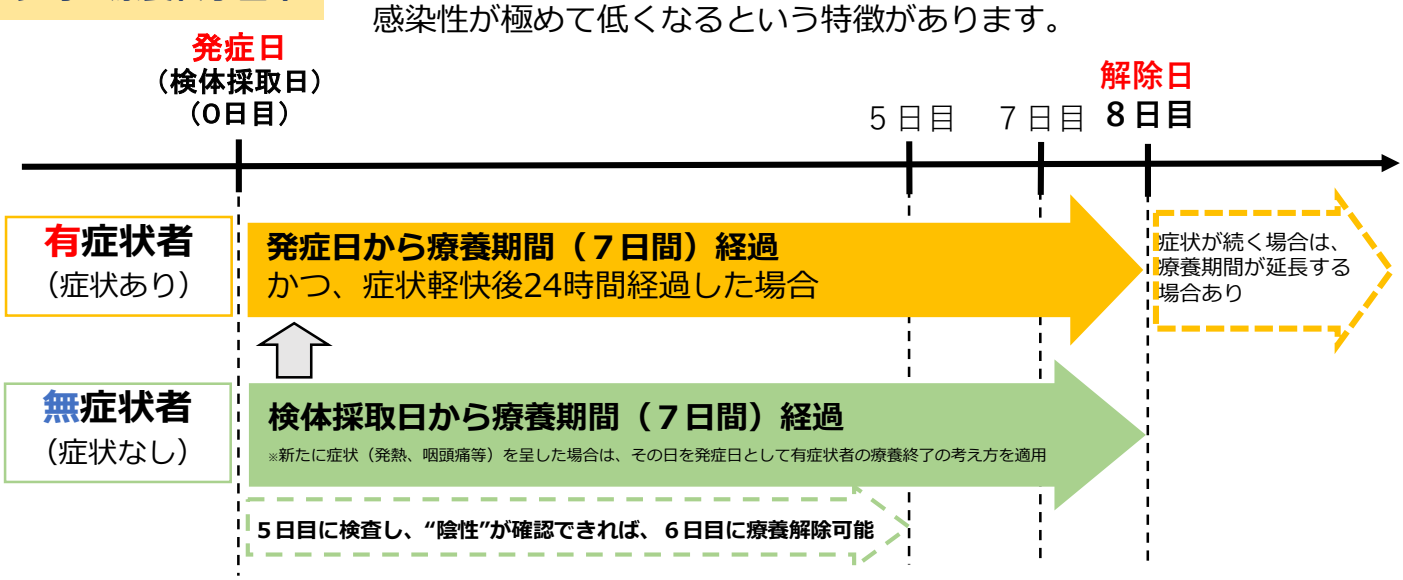

※有症状者は10日間、無症状者は７日間経過するまでは感染リスクが残存することから、ご自身の健康状態の確認やハイリスク者との接触を控えるなど感染予防対策を徹底してください。

（出典） 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」 （2022年９月７日）

困ったときは　北海道コロナチャットボット

北海道の新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな情報をお伝えしています。
パソコン・スマートフォンから簡単にご利用できます。

Q&A

新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aが掲載されています。

【厚生労働省】
職場復帰する際の留意点など
企業の方や労働者の方向け

【文部科学省】
教育活動の実施に関することなど
学校関係者の方向け

厚生労働省

文部科学省

【北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室】